

相模原市内事業者限定



トライアル 発注認定製品 募集開始

申請締切日5/31

優れた新製品の生産により

新たな事業分野の開拓を図る市内中小企業者を認定し

新製品の販路開拓を支援するとともに

一部を市が試験的に購入し、評価する制度

申請方法など

詳細は「さがみはらものづくり企業支援サイト」を確認してください。

https://industry.city.sagamihara.kanagawa.jp/cat_info/trial/



相模原市役所 産業支援課

電話番号:042-707-7154

〒252-5277 神奈川県相模原市中央区中央2-11-15

(掲示期間5月31日まで)

～ 中小企業の販路開拓を応援します ～

メイドイン さがみはら

メイドインさがみはらについて

相模原市トライアル発注認定制度では、市内中小企業者が手掛けた認定製品をPRするため、「メイドインさがみはら」という言葉を使用しています。

※製品の製造場所などは、市内ではない場合もありますのでご了承ください。

★認定されると…

- 認定製品を広報さがみはらや市ホームページ等でPRします。
 - 認定製品のカタログを作成します。
 - 展示会に「相模原市トライアル発注認定製品」として出展します。
※新型コロナウイルス感染症の影響により、展示会へ出展できない場合があります。
 - 認定製品の一部を市が購入し、評価します。
※必ずしも認定した新製品を市が購入するものではありません。
- 市ホームページやカタログ等に製品が掲載されることで、事業者や市民の目に触れる機会が多くなり、新製品の宣伝に効果があります。
- 展示会の出展を通じ、新製品を広く周知することができ、新たな顧客獲得など販路開拓の機会が得られます。

<対象となる新製品>

以下の全ての要件を満たしている新製品が対象となります。

- 販売開始から概ね5年以内であること。
- 既存の製品とは著しく異なり、優れた使用価値を有していること。
- 市場性が見込まれる製品であること。
- 市の機関において用途が見込まれ、かつ購入実績が少ない製品であること。
- 新製品の生産・販売の方法や資金調達の方法などが確実に実行可能であること。

※食品、医薬品、医薬部外品及び化粧品は対象外とします。

<対象者>

相模原市内に事業所を有し、かつ市民税を完納している中小企業者等

<認定期間>（市が随意契約により購入できる期間）

認定された日から2年後の年度末（令和7年3月31日）までです。

【お問合せ先】

〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15

相模原市 環境経済局 産業支援課（相模原市役所 本館5階）

電話：042-707-7154（直通） 担当：大久保、山本

E-Mail：sangyou.s@city.sagamihara.kanagawa.jp